

(2) 対外および対内直接投資等に係る支払又は支払の受領

(単位：百万円・千通貨単位)

支払又は支払の受領の目的	取引の相手方の業種	支払の区分	合計	取引の相手方の所在国（又は地域）								
国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	業種番号：	支 払										
		支払の受領										
国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	業種番号：	支 払										
		支払の受領										
国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	業種番号：	支 払										
		支払の受領										
国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	業種番号：	支 払										
		支払の受領										
国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	業種番号：	支 払										
		支払の受領										
国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	業種番号：	支 払										
		支払の受領										
国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	業種番号：	支 払										
		支払の受領										

- (記入要領) 1 対外および対内直接投資等に係る支払又は支払の受領（以下「支払等」という。）（国際収支項目番号811, 812, 813, 815, 817, 820, 823, 911, 912, 913, 915, 917, 920, 923）について報告すること。
- 2 「支払又は支払の受領の目的」欄には、本省令別表第1に定める国際収支項目番号及び支払等の目的を記入すること。
- 3 「取引の相手方の業種」欄には、支払等の目的が、国際収支項目番号811, 812, 815, 820, 913, 917, 923に該当する場合、本省令別表第3に定める業種番号を記入すること。
- 4 月中の支払等を国際収支項目番号別かつ国別かつ業種番号別に集計すること。
- 5 「取引の相手方の所在国」欄は原取引（支払等の原因となった取引をいう。）の相手方（証券投資に係る支払等にあつては証券の発行体）の国別により区分すること。ただし、原取引の相手方により区分することが困難な場合には、支払等の相手方により区分して差し支えない。
- 6 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。
- 7 非居住者との間の債権債務の決済に伴い、他の非居住者への一時的な預金（預入期間が十日以内のものに限る。）を行う場合であつて、本省令第1条第2項第1号ハ又はニに該当する場合には、当該債権債務の決済の相手方である非居住者を取引の相手方として記入し、当該債権債務の決済の内容に従つて国際収支項目番号を記入すること。

2013年以前適用

(2014年1月以降の支払又は支払の受領に関する報告については、下記アドレスに掲載の「支払又は支払の受領に関する報告書」をご参照ください。

<http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-redown2014.htm/>

別紙様式第4

「支払又は支払の受領に関する報告書（銀行等又は資金移動業者を経由する支払又は支払の受領（取りまとめ分）」の記載要領

（提出前の確認事項）

当該報告書は、「支払又は支払の受領に関する報告書（銀行等又は資金移動業者を経由する支払又は支払の受領）」（別紙様式第3）の報告書にかえて、月中（1日～末日）の支払等の内容を一括（集計）して報告する際に使用。ただし、使用する場合は、報告しようとする月の開始する日の前日までに、財務大臣に対しその旨を書面により通知することが必要（報告省令第3条第3項）。詳しい手続きの照会は、財務省国際局外国為替室（03-3581-4111）まで。

1. 報告の対象と報告を要する者

(1) 報告の対象と報告者（(2)に掲げる支払等に該当する場合を除く）

イ. 本邦にある銀行等又は資金移動業者を通じた為替取引により、海外に向けて「支払」又は海外から「支払の受領」をした**居住者**。

ロ. 本邦にある銀行等又は資金移動業者を通じて為替取引により、本邦において非居住者との間で支払又は支払の受領（「支払等」という。以下同じ）をした**居住者**。

（注意1） 為替取引には、送金の受領を預金口座に自動入金した場合も含まれる。

（注意2） 「支払の受領」とは、非居住者から取引の決済資金を受取ることをいう。

（注意3） 本邦にある銀行等又は資金移動業者でした為替取引による支払等とは、本邦にある銀行等又は資金移動業者の為替を利用して、(1) 居住者が海外送金したり、海外からの送金を受領（イ. が該当）する場合、(2) 本邦にある銀行等に非居住者が開設している非居住者預金への居住者による振込み、非居住者預金から居住者預金への振込み等（ロ. が該当）が該当する。

本邦にある銀行等又は資金移動業者でした為替取引による支払等以外については、本報告書ではなく、「支払又は支払の受領に関する報告書（銀行等又は資金移動業者を経由しない支払又は支払の受領）」（別紙様式第1又は第2）を提出すること。

（注意4） イ. の場合、相手方が居住者の海外預金口座や、外国に滞在している居住者の場合でも報告の対象となる。ただし、外国に滞在している居住者に限り報告義務はない。

(2) 報告が不要となる場合

イ. 1回の支払等（為替取引）の金額が次の場合。

(イ) 「北朝鮮に住所又は居所を有する個人」又は「北朝鮮に主たる事務所を有する法人等の団体」に対する支払…… 3百万円相当額以下

（注意） 例えば、北朝鮮以外の国において当該個人・団体に支払った場合や北朝鮮以外の国にある当該団体の支店等事務所に支払った場合も対象となります。なお、北朝鮮以外の国にある支店等事務所に支払った場合の「所在国又は地域」欄の記入については、8. (8) ハを参照してください。

(ロ) 上記以外の支払等…… 3千万円相当額以下

なお、支払等の決済通貨が外貨の場合、3百万円相当額、3千万円相当額を超えるか否かの判定は次のレートを使用して本邦通貨に換算した金額により行うこと。

・本邦通貨と外国通貨との売買を伴う場合：支払等を実行した時の「実勢外国為替相場」

2013年以前適用

(2014年1月以降の支払又は支払の受領に関する報告については、下記アドレスに掲載の「支払又は支払の受領に関する報告書」をご参照ください。

<http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-redown2014.htm/>)

別紙様式第4

- ・本邦通貨の売買を伴わない場合（外国通貨同士の売買を含む）：財務大臣が日本銀行において公示する「基準外国為替相場・裁定外国為替相場」

(注意) ・1回の支払等は、為替取引毎に計算する。従って、複数の取引に伴う代金の決済をまとめて送金あるいは送金を受領した場合でも、個々の取引に係る決済代金でなく、送金等をした1回の金額に基づいて報告の要否を判断すること。

- ロ. 貨物の輸出入代金（本邦において通関するものに限る。個人輸入を含む）
 - ・仲介貿易（いわゆる三国間貿易）は、本邦への貨物の通関がないため報告が必要。
 - ・貨物とは、「貴金属（ただし、プラチナ、パラジウム等は貨物に該当）」、「支払手段」、「証券」、「その他債権を化体する証書」以外の「動産」をいう（外為法6条第1項第15号）。
- ハ. 上記に掲げるほか、報告省令第1条に規定する支払等。

2. 報告の根拠となる法令条文

報告省令第3条第2項

3. 報告書の提出先と照会先

(1) 提出先

- イ. 報告者（銀行等の顧客）：当該支払等（為替取引）を行った銀行等又は資金移動業者の店舗
- ロ. 上記イ. の銀行等又は資金移動業者：日本銀行国際局国際収支統計担当 60番窓口
（銀行等又は資金移動業者が顧客から受付けた報告書を郵送する場合の宛先：〒103-8660 郵便事業株式会社 日本橋支店私書箱30号 日本銀行国際局国際収支統計担当）

(2) 本報告書に関する照会先

- イ. 商品売買、サービス、利子・配当、贈与等經常取引関係 03-3277-2102
- ロ. 証券の取得・処分・償還等 03-3277-1383
- ハ. 業種番号、10%以上の出資関係先との間の出資・金銭の貸借、不動産投資 03-3277-2935
- ニ. 金融派生商品 03-3277-2098
- ホ. 直接投資（対外・対内）に該当しない先との間の金銭の貸借、預け金等 03-3277-1532
- ヘ. その他の資本取引関係（上記（ロ）～（ホ）以外） 03-3277-2106

4. 報告書に計上する時期

支払等（為替取引）を実行した日の属する月中（1日～末日）。

(注意) 当月中の支払等の一部を、支払等の実行の都度報告する「支払又は支払の受領に関する報告書（銀行等又は資金移動業者を経由する支払又は支払の受領）」（別紙様式第3）を使用した場合は、本報告書から該当する支払等を除外すること。

5. 報告書の提出期限

- (1) 上記3. (1) イ. の報告者：支払等を実行した日の属する月の翌月10日（休日の場合はその前営業日まで）

2013年以前適用

(2014年1月以降の支払又は支払の受領に関する報告については、下記アドレスに掲載の「支払又は支払の受領に関する報告書」をご参照ください。

<http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-redown2014.htm/>

別紙様式第4

- (2) 上記3.(1)ロ.の銀行等又は資金移動業者：(1)の報告者から報告書を受理した日から10営業日以内(10営業日目にあたる日が休日の場合はその前営業日まで)。郵送の場合は期限までに必着とする。

6. 提出部数

1部(銀行店舗毎、報告通貨毎に区分して作成)

7. 報告書に記載する金額単位と使用する換算レート(報告書の提出の要否を判定するために使用する換算レート<1.(2)イ>とは異なる)

- (1) 本報告書に記入(集計)する支払等は、1回の為替取引金額が3千万円相当額(1.(2)イ.(イ)に該当する支払は3百万円相当額)を超えるものに限る。ただし、報告者の都合により3千万円相当額以下の支払等を含めて記入(集計)しても差支えない(本報告書の記入欄「4. 3千万円相当額以下の支払又は支払の受領」を参照)。

- (2) 月間金額の集計方法は、次のいずれかを選択すること(本報告書の記入欄「3. 外国通貨の本邦通貨への換算方法」を参照)。

イ. 為替取引をした原通貨毎に記入(集計)。

ロ. 為替取引をした外貨を円貨に換算のうえ、円貨建てで記入(集計)。ただし、「外貨から円貨」に換算することはできるが、「外貨から他の外貨」や「円貨から外貨」に換算し記入(集計)することはできない。

(注意) 外貨を円貨に換算する際に使用するレートには特に制限は設けられていない。従って、換算レートは本報告書の「3. 外国通貨の本邦通貨への換算方法」に記載されている方法から報告者が任意に選択できるが、換算結果が3千万円相当額(1.(2)イ.(イ)に該当する支払は3百万円相当額)以下となっても報告は必要であるため注意すること。すなわち、このレートはあくまでも「報告書に記入するために使用する換算レート」であり、1.(2)イ.における報告の要否を判定するためのレートとは異なるので注意すること。

- (3) 報告金額の単位

イ. 円貨建て：百万円単位(単位未満四捨五入)

ロ. 外貨建て：千通貨単位(単位未満四捨五入)

8. 記入の方法と留意点

- (1) 「報告年月日」欄

イ. 西暦とすること(年月日の順に記載)。

ロ. 日付は為替取引を行った銀行等又は資金移動業者に提出した日とすること。

- (2) 「報告者」欄

イ. 「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄

(イ) 支払等の当事者が報告者となる。

(ロ) 代表者とは会社を代表する取締役等。

(ハ) 氏名の冒頭に資格(代表取締役社長等)も付記すること。

2013年以前適用

(2014年1月以降の支払又は支払の受領に関する報告については、下記アドレスに掲載の「支払又は支払の受領に関する報告書」をご参照ください。

<http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-redown2014.htm/>)

別紙様式第4

(二) 押印は不要。

ロ. 「報告者の区分」欄

(イ) 1～3の番号部分を○で囲むこと。

(ロ) 「1. 公的」とは、報告者が国民経済計算体系(SNA)の中央政府、地方政府、社会保障基金及び公的金融法人である場合に該当。

ハ. 「報告者の業種番号」欄

国際収支項目番号813, 817, 823, 911, 912, 915, 920に該当する支払等(「国際収支項目の内容」参照)を含む場合、「報告者の業種」として、次の表に掲げる業種番号も記入すること。ただし、報告者の区分が「1. 公的」又は「2. 銀行」に該当する場合は記入不要。なお、報告者自身が持株会社にあたる場合は、再投資先の業種に該当する業種番号を記入のこと。ただし、再投資先の業種が明らかではない場合は、「その他製造業(業種番号290)」又は「その他非製造業(業種番号490)」を記入しても差し支えない。

なお、「業種番号」が判らない場合は、「3. 報告書の提出先と照会先」に照会すること。

<業種番号>

(製造業)	180	一般機械器具	330	建設業
100 食料品	190	電気機械器具	340	運輸業
110 繊維	200	輸送機械器具	350	通信業
120 木材・パルプ	210	精密機械器具	360	卸売・小売業
130 化学・医薬	290	その他製造業	370	金融・保険業
140 石油		(非製造業)	380	不動産業
150 ゴム・皮革	300	農・林業	390	サービス業
160 ガラス・土石	310	漁・水産業	490	その他非製造業
170 鉄・非鉄・金属	320	鉱業		

ニ. 「責任者記名押印又は署名」欄

(イ) 報告の提出について授権された責任者(報告者の内部規定に基づき選定)が記名押印又は署名すること。なお、責任者の選定にあたり部長等の肩書きの有無は問わない。

(ロ) 使用する印鑑は報告者の内部規定に基づき決定すること。

(ハ) 署名(自署)した場合は押印不要。

ホ. 「担当者の氏名(電話番号)」欄

(イ) 担当者は、当該報告書の照会に対応できる者(複数でも可)を記入すること。

(ロ) 電話番号は可能な限り直通番号を記入すること。代表番号の場合は、内線番号・担当部署名を補記すること。

(3) 「1. 支払又は支払の受領の実行日」欄

支払等(為替取引)を実行した日の属する年月とすること。

(4) 「2. 報告通貨(該当分に○)」欄(上記「7. 報告書に記載する金額単位と使用する換算レート」を参照)

イ. 「イ. 円」を選択する場合。

2013年以前適用

(2014年1月以降の支払又は支払の受領に関する報告については、下記アドレスに掲載の「支払又は支払の受領に関する報告書」をご参照ください。

<http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-redown2014.htm/>

別紙様式第4

決済通貨が円貨の場合、又は外貨でした為替取引金額を円貨に換算のうえ記入（集計）する場合に限る。従って、報告書は円貨のみ（1枚）となる。

ロ. 「ロ. 円以外（）」を選択する場合。

為替取引に使用した外貨の通貨名をそのまま記入すること。通貨名は、通貨の特定が可能な表記とすること（例えば、「ドル」ではなく、「米国ドル」、「香港ドル」等と表記すること）。また、外貨で記入（集計）する場合は他の通貨からの換算は出来ないので留意すること。

なお、通貨名は略号を使用しても構わないが、通貨の特定が可能な表記とすること（例えば、「\$」ではなく、「US\$」や「HK\$」等と表記すること）。

(5) 「3. 外国通貨の本邦通貨への換算方法」欄（上記「7. 報告書に記載する金額単位と使用する換算レート」を参照）

イ. 上記（4）で「イ. 円」を選択した場合に限り記入すること。

ロ. イ～ハのいずれかを○で囲むこと。

ハ. 「ハ. その他<社内レート等>」の場合はカッコ内に換算方法を具体的に記入すること。

(6) 「3千万円相当額以下の支払又は支払の受領」欄（上記「7. 報告書に記載する金額単位と使用する換算レート」を参照）

選択は任意である。3千万円相当額以下の支払等が一部しか含まれていなくても「イ. 含む」を選択すること。

(7) 「支払又は支払の受領の目的」「取引の相手方の業種」欄

イ. 「支払又は支払の受領の目的」欄の「国際収支項目番号」の記入にあたっては、「国際収支項目の内容」を参照のこと。また目的欄には支払等の説明を簡潔に併記すること。

ロ. 「国際収支項目番号」は取引内容毎に決められている。ただし、該当する取引内容がない場合に限り1100（その他）の番号を使用できる。この場合、「支払又は支払の受領の目的」欄に記入する説明は「その他」ではなく具体的な取引内容を記入すること。

また、証券投資や海外預金の入出金等では、一部に例外的な記載を行うことが定められている。これについては、下記「9. 「取引の相手方の所在国（又は地域）」「国際収支項目番号」欄の記入が原取引以外となるケース」を参照すること。

なお、「国際収支項目番号」が判らない場合は、「3. 報告書の提出先と照会先」に照会すること。

ハ. 国際収支項目番号により、「（1）支払又は支払の受領（対外及び対内直接投資等に係る支払又は支払の受領を除く）」及び「（2）対外及び対内直接投資等に係る支払又は支払の受領」とに分けて記入すること。ただし、対外及び対内直接投資等に係る支払等を含まない場合は、「（1）支払又は支払の受領（対外及び対内直接投資等に係る支払又は支払の受領を除く）」のみ提出しても差し支えない。

「対外及び対内直接投資等に係る支払又は支払の受領」とは、国際収支項目番号811, 812, 813, 815, 817, 820, 823, 911, 912, 913, 915, 917, 920, 923に該当する場合。

ニ. 上記ハ. において「（2）対外及び対内直接投資等に係る支払又は支払の受領」に記入する

2013年以前適用

(2014年1月以降の支払又は支払の受領に関する報告については、下記アドレスに掲載の「支払又は支払の受領に関する報告書」をご参照ください。

<http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-redown2014.htm/>

別紙様式第4

国際収支項目番号が811, 812, 815, 820, 913, 917, 923に該当する場合は、「取引の相手方の業種」欄に業種番号(上記(2)ハ. 参照)も記入すること。持株会社への投資については、再投資先が明らかな場合は再投資先の業種、再投資先が明らかではない場合は報告者の業種に該当する業種番号を記入すること。ただし、再投資先の業種が明らかではなく、且つ報告者自身が持株会社にあたる場合は、「その他製造業(業種番号290)」又は「その他非製造業(業種番号490)」を記入しても差し支えない。

なお、「業種番号」が判らない場合は、「3. 報告書の提出先と照会先」に照会すること。

ホ. 報告対象となる支払等(1回の為替取引)について、該当する「国際収支項目番号」が2つ以上に分れた結果、1項目当たりの金額が3千万円相当額以下(1.(2)イ.(イ)に該当する支払は3百万円相当額)となる場合も報告対象となるため必要事項を記入すること。

(8) 「取引の相手方の所在国(又は地域)」欄

イ. 「取引の相手方の所在国(又は地域)」欄には、支払等の原因となった取引を行った相手方(「原取引の相手方」という。以下同じ)が所在する国を記入すること。

(注意) 「原取引の相手方」と「資金の受渡し先」は異なる場合があるが、本報告書には「資金の受渡し先」ではなく、「原取引の相手方」を記入する。

例えば、A社(米国)に対する貸付金を、A社からの指示に基づいて、「第三者」のB社(英国)に本邦にある銀行等又は資金移動業者を通じて送金した場合でも、「取引の相手方」として記入する「原取引の相手方」はA社となるので、本欄では「米国」として集計すること(目的は非居住者への貸付であるため、「国際収支項目番号」欄にはこれに該当する番号を記入)。

ロ. 証券投資や海外預金の入出金等では、一部に例外的な記載を行うことが定められている。これについては、下記「9. 「取引の相手方の所在国(又は地域)」 「国際収支項目番号」欄の記入が原取引以外となるケース」を参照すること。

ハ. 「所在国又は地域」は国名あるいは地域名(例えば、「米国」)のみを記入すること。法人の場合は本社のある国・地域(支店・営業所は支店等を設置している国・地域)、また個人は住所(あるいは居所)のある国・地域を記入すること。

ただし、北朝鮮に本社のある支店等に対する支払の場合は、支店等を設置している国・地域を記入した後に、「本社所在国は北朝鮮」と記入すること。

(注意) 「所在国又は地域」は、銀行預金口座を開設している国・地域とは必ずしも一致しない。例えば、本邦にある銀行等に開設している非居住者預金口座の場合、日本ではなく、その預金口座の名義人が所在する国又は地域を記入すること。

「地域」とは、「アジア」や「欧州」等ではなく、「台湾」や「グアム」等「報告省令・別表第2」に掲載されている先を指す。

(9) 「金額」欄(上記「7. 報告書に記載する金額単位と使用する換算レート」を参照)

イ. 支払額と支払の受領額を「取引の相手方の所在国(又は地域)」、「国際収支項目番号」(「国際収支項目の内容」を参照)及び「取引の相手方の業種」(上記(2)ハ. 参照)毎に区分して報告通貨毎に記入(集計)すること。

2013年以前適用

(2014年1月以降の支払又は支払の受領に関する報告については、下記アドレスに掲載の「支払又は支払の受領に関する報告書」をご参照ください。

<http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-redown2014.htm/>

別紙様式第4

ロ. 通貨単位は次のとおり。なお、通貨名の表示は「2. 報告通貨」欄に記入し、当該金額欄には記入しないこと。

(イ) 円貨建て：百万円単位（単位未満四捨五入）

(ロ) 外貨建て：千通貨単位（単位未満四捨五入）

ハ. 報告書に記載する金額は、まず内訳を確定させること。合計額は内訳額を集計し1枚目に記入すること（報告書が2枚以上に分れる場合は、2枚目以降は内訳のみ記入）。

ニ. 記入欄が不足する場合は、適宜欄を追加するか、又は本用紙を用いて別葉とすること。

ホ. 報告書が2枚以上となる場合は、必ず報告書の左肩をホチキス等でとめること。また、適宜の個所に連続番号を付記すること。

(参考) 連続番号の例（3枚の場合）「1、2、3止」「1/3、2/3、3/3」等

9. 「取引の相手方の所在国（又は地域）」「国際収支項目番号」欄の記入が原取引以外となるケース

(1) 支払等の原因が「証券投資」の場合における「取引の相手方」欄の記入方法（これは報告書用紙の「記入要領」に掲載されている内容を解説したもの）

イ. 支払等の目的が「証券投資」の場合に限り、証券の発行体の所在する国（地域）を記入すること。

ロ. ただし、証券の発行体が居住者の場合は、日本でなく原取引の相手の所在国（地域）を記入すること。

(2) 海外に開設している預金勘定への預入のための送金であって、当該資金が非居住者に対する債務支払のため10日以内（10日を経過した場合は対象外）に当該預金勘定を通じて払出される場合の記入方法（これは報告書用紙の「記入要領」に掲載されている内容を解説したもの）

(例) 非居住者（A社・米国）に新薬の研究開発を委託（国際収支項目番号464）し、この委託費を一旦自己の海外預金勘定（カナダ）に入金するため送金した。その後、10日以内に当該預金勘定から払出し、A社に資金を渡す場合。

(記入方法) 「非居住者に対する預け金（国際収支項目番号875）」としての報告は不要。A社に対する新薬の研究開発委託費の支払、具体的には「取引の相手方の所在国」は米国、また「国際収支項目番号」は464（新薬研究の開発委託）とすればよい。

すなわち、海外預金に滞留している期間が10日以内であれば海外預金の送金に関する本報告書は不要となる。

(3) 海外に開設している預金勘定からの払出しによる送金の受領であって、当該資金が非居住者から当該勘定に入金されて10日以内（10日を経過した場合は対象外です）であった場合の記入方法（これは報告書用紙の「記入要領」に掲載されている内容を解説したもの）。

2013年以前適用

(2014年1月以降の支払又は支払の受領に関する報告については、下記アドレスに掲載の「支払又は支払の受領に関する報告書」をご参照ください。

<http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-redown2014.htm/>

別紙様式第4

(例) 非居住者（A社・米国）から新薬の研究開発を受託（国際収支項目番号464）し、この受託費が一旦自己の海外預金勘定（カナダ）に振込まれた。その後、10日以内に当該預金勘定から払出して本邦に回収。

(記入方法) 「非居住者に対する預け金（の回収）（国際収支項目番号875）」としての報告は不要。A社からの新薬の研究開発受託費の受取、具体的には「取引の相手方の所在国」は米国、また「国際収支項目番号」は「464（新薬研究の開発委託）」とすればよい。

すなわち、海外預金に滞留している期間が10日以内であれば海外預金の回収に関する本報告書は不要となる。

10. 報告書を提出した後の訂正方法

日本銀行（国際局国際収支統計担当）に連絡（「3. 報告書の提出先と照会先」を参照）し、その指示に従うこと。